

議案第四十一号

港区幼児教育振興アクションプラン改定方針（案）について

令和五年六月十二日

港区教育委員会

令和5年6月12日
教育委員会議案資料 No. 1

港区幼児教育振興アクションプラン改定方針（案）

幼児教育振興アクションプランとは

- ・ 港区の公私立幼稚園では、幼児教育の質の向上や環境の充実について検討し、公私立幼稚園相互の連携を深め、家庭・幼稚園・地域それぞれが有する教育機能を互いに発揮しながら、子どもの最善の利益を基本とした幼児教育を推進しています。
- ・ 「港区幼児教育振興アクションプラン」（以下、「アクションプラン」と言う。）は、公私立幼稚園で協議を重ね、港区全体の幼稚園教育の更なる充実を目指すとともに、港区全体の幼児教育をリードする総合的な行動計画です。

I 改定に当たって踏まえるべき背景

1 社会情勢の変化

（1）新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年以降、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルスも、5月には感染症法上の2類相当から5類へ移行され、法律に基づいた外出自粛の要請がなくなり、感染症対策は個人の判断に委ねられました。コロナ禍により浸透した新しい暮らし方を踏まえながら、制限されていた教育活動を徐々に再開し、発展させるための取組を進める必要があります。

（2）DXの進展

DXはデジタル技術の進歩とともに自治体でも拡がりを見せており、行政サービスの充実や効率化が進んでいます。こうしたデジタル技術を活用することにより、教育や遊びの幅を広げるとともに、保護者の利便性向上や幼稚園の負担軽減に取り組む必要があります。

（3）総合的な子ども政策の推進

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、国は「こどもまんなか」をスローガンに、子ども政策を総合的に推進する司令塔として、こども家庭庁を設置しました。出生率の低下や少子化への対策、困難な状況にある子どもの支援や居場所づくりなど、横断的に切れ目のない子ども・子育て政策を推進していく必要があります。

（4）自然災害の頻発や激甚化

首都直下地震や頻発化、激甚化する大雨に伴う水害など、区民の日常生活を一変させる大規模災害はいつ発生してもおかしくない状況にあります。こうした様々な脅威から子どもたちの命を守るための対策が必要です。

（5）地域共生社会の実現に向けた取組の推進

家庭環境や国籍の違い、子どもに対する障害や発達不安など、家庭のあり方やニーズが多様化する中で、幼稚園においても個に合わせたきめ細かな支援が必要とされています。幼稚園や家庭の力だけでなく、地域の住民や企業、近隣の保育園や学校とともに取り組み、それぞれがともに支え合いながら、自分らしく生きがいを持って暮らせる地域共生社会の実現に向けた取組の推進が一層求められています。

2 国及び東京都の状況

(1) こども家庭庁の創設

令和5年4月に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されました。こども家庭庁の体制は、企画立案や総合調整を担う「長官官房」と、「成育局」、「支援局」の3つで構成され、そのうちの「成育局」において「就学前の全てのこどもの育ちの保障」として、保育所や認定こども園の総括、幼稚園に係る文部科学省との調整を行います。

令和5年4月に開催されたこども家庭審議会（第1回）において、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」の策定に向けた論点整理が公表されました。この基本的な指針（仮称）は、すべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福（Well-being）な生活を送ることができる社会の実現を目的として策定される予定です。こどもの誕生から幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な考え方として、①「身体」「心」「社会（環境）」のすべての面での育ちを一体として保障、②発達の鍵となる安心と挑戦の循環、③それぞれのこどもから見た「こどもまんなかチャート」の視点の3つの考え方が示されています。

(2) 子どもの多様性の尊重

こども家庭庁が発足した令和5年4月以降、速やかに指針の策定を進められるようにするため、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会が開催されています。その懇談会で出た意見の一つとして「多様性の尊重」があり、外国籍の子どもや障害児、医療的ケア児の捉え方について示され、取りこぼしのないよう指摘されています。

特に令和3年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の法案が可決され（令和3年9月施行）、国や地方自治体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に関わる施策を実施する責務を負うこととなりました。

その他、文部科学省は、令和2年3月に「幼稚園の就園ガイド」と「外国人幼児等の受入れにおける配慮について」を作成し、外国にルーツを有する幼児が教育を受けることができるように施策を展開しています。令和4年6月に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が決定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」では、ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援が挙げられており、特に乳幼児期の対応策として、外国人の幼児に対し幼稚園、保育園等への入園を促進し義務教育諸学校への就学に円滑につなげる重要性を言及しています。

(3) 安心・安全な教育・保育環境の充実

一部の保育施設等で、大声で叱る、倉庫に閉じ込めるなどといった不適切な指導が行われている事案が発生しました。このような実態を受けて、国は令和4年12月に保育所や幼稚園等における虐待をはじめとした不適切な指導に関する対応についての留意事項等を整理した「保育所等における虐待等に関する対応について」及び「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における不適切な保育に関する対応について」の事務連絡を発出し、各自治体及び保育所等に対して周知・徹底を依頼しました。

また、幼稚園・保育所・認定こども園等のバス送迎時の置き去りに起因する死亡事故を受けて、国は令和4年10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を策定し、令和5年4月から園児らの見落としを防止する安全装置を義務付けました。

(4) 幼保小の架け橋プログラムの推進

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視しています。子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すものとして、国は「幼保小の架け橋プログラム」を実施しています。令和4年度から3か年程度を念頭に、全国的な架け橋期の教育の充実とともに、モデル地域における実践を並行して集中的に推進していくこととしています。

(5) 東京都こども基本条例の施行と子供政策連携室の設置

令和3年4月に東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めた「東京都こども基本条例」が施行され、第十六条では、こども施策を総合的に推進する体制の整備が規定されました。

また、都政の政策全般を子ども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、令和4年4月に「子供政策連携室」を設置しました。

(6) 「未来の東京」戦略 version up 2023 及びこども未来アクションの策定

東京都は令和5年1月に「『未来の東京』戦略 version up 2023」を策定し、もともと大きな切り口として掲げていた「チルドレンファーストの社会」における政策を強化することとし、出産・子育ての負担軽減や子育て環境の整備、仕事と子育ての両立支援、全ての子どもが自分らしく健やかに成長できる社会づくりなどを推進しています。

また、同時期に様々な工夫を凝らして子どもの生の声を聴き取り、対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション」を策定し、幼稚園や保育園といった施設類型の垣根を超え、多彩な体験・経験に触れ合うことのできる共通プログラムを策定するなど、幼児教育・保育の充実に向けて取り組んでいます。

(7) 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の中間見直し

令和4年度に「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」の中間見直しが実施されました。

東京都は引き続き5つの目標を掲げて子ども・子育て支援施策を推進していくこととし、その一つの目標である「乳幼児期における教育・保育の充実」において、幼稚園や保育所といった施設類型の垣根を超えて乳幼児が多彩な体験・経験に触れ合うことのできるプログラムの策定や、保育所等で児童を定期的に預かる新たな仕組みの創出、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減につなげる取組などを行うこととしています。

3 港区の状況

(1) 港区子ども家庭総合支援センターの開設

令和3年4月に港区子ども家庭総合支援センターを開設しました。この施設は、親子が気軽に立ち寄れる子育ての拠点である港区立子ども家庭支援センター、専門職による児童の診断とその家庭への援助を行う専門相談機関である港区児童相談所、母子

が入所し自立を支援するための港区立母子生活支援施設メゾン・ド・あじさいが併設された複合施設です。

これにより、増加する児童虐待などの子どもの相談に迅速にワンストップで対応するとともに、各施設の持つ機能と専門性を活用し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、地域ぐるみで切れ目なく、子どもと家庭への丁寧な支援を行います。

(2) 0歳から5歳までの人口の推移

令和16年までの人口推計を行った令和5年3月の港区人口推計によれば、0歳～5歳人口は令和5年の14,888人から令和7年の14,680人まで減少し、計画最終年の令和8年には14,724人と増加に転じますが、アクションプラン策定年である令和2年の17,090人と比べると、2千人以上の減少が予測されています。以降、令和16年(17,798人)まで増加し続ける予測ですが、令和2年の水準に戻るには時間がかかる見込みです。

0歳～2歳人口は、令和2年(8,476人)から令和5年(7,117人)まで減少するものの、令和6年(7,176人)以降は令和16年まで増加し続け、令和12年(8,483人)に令和2年の人口を超える見込みです。

3歳～5歳人口は、令和2年(8,614人)から令和9年(7,069人)まで減少し続け、令和10年(7,205人)から増加に転じ、令和16年(8,533人)まで増加し続けますが、令和2年の水準には至らない見込みです。

近年の乳幼児人口の変化に伴い、幼稚園・保育所・認定こども園等の園児数が減少しています。

(3) 各種関連資料の改訂

令和2年3月に改訂した「小学校入学前教育カリキュラム」を受けて、5歳児の保護者向けに、小学校入学前に家庭で取り組みたいことをまとめたリーフレット「みなときっずなび」を令和2年4月に改訂しました。

その他、3～4歳の保護者向けに、子どもの健やかな発達や成長につながるよう取り組むをまとめた「家庭で大切にしたいことハンドブック」(令和3年3月改訂)や、5歳児の幼児が自ら考え、主体的に生活することを目指した指導事例集「5歳児指導ポイント集」(令和5年3月)も改訂しています。

(4) 子育て支援検討に当たってのアンケート調査の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により区内の小学校入学前の子どもを取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、区内在住の小学校入学前の子どもがいる全世帯を対象とした「港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査」を令和4年1～2月に実施し、有効送付数13,233世帯に対し、6,010世帯から回答がありました。

平成30年度のデータと比較すると、3～5歳児の幼稚園利用者割合は41.6%から32.6%に減少している一方、保育園等利用者割合及び認可外保育施設・各種学校利用者割合は増加しており、幼稚園から他の施設種別に利用が移っていることがうかがえます。

また、共働き世帯と専業主婦(主夫)世帯では、2歳から3歳にかけての施設利用割合の変化の傾向が異なります。共働き世帯では施設の選択肢が増える3歳において

も全体の 67.8%が保育園等を利用し続ける（幼稚園は全体の 11.8%）のに対し、専業主婦（主夫）世帯では、全体の 75.3%が幼稚園を選択しています。

幼稚園の利用を希望しているにも関わらず利用できていない理由を見ると、区立、私立どちらの幼稚園利用希望世帯も 4 割強が「入園を希望する施設の対象年齢に達していないから」と回答し、区立幼稚園利用希望世帯の 24.2%、私立幼稚園利用希望世帯の 31.3%が「保育時間が保護者の就労状況等と合わないから」と回答しました。

さらに、ひとり親世帯や両親がともに外国籍の世帯の割合（4.2%、2.5%）、子どもに対して障害や発達に関する不安を持っている世帯の割合（9.0%）、コロナ禍以降、子どもと一緒に過ごす時間が増えたと感じる世帯の割合（69.5%）などの実態もわかっており、調査結果を踏まえた支援策の早期充実を目的として、令和 5 年 2 月に「みんなと子どもすくすくアクション」を策定しました。

（5）幼稚園への調査やヒアリングについて

公私立幼稚園に対しアクションプランの実施状況調査を、区立幼稚園長に対しヒアリングを行いました。

実施状況調査では、近隣の幼稚園や保育園、小・中学校との交流などを実施したいが日程や打ち合わせの調整が難航する、地域人材や企業を招いた体験活動をしたいが情報やつながりが乏しいというえに、日程調整等も難航するなど、実施に向けたハードルがあるという意見がありました。

区立幼稚園長へのヒアリングでは、子どもの生活や運動に関する課題として、生活習慣の習得の遅れや体を動かしている子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られるという意見がありました。また、運動の機会の減少、遊び場の不足による同年代、異年齢との交流の減少に関する懸念が聞かれた一方、ICT機器が幼児の生活に浸透していることや多様な人種を受け入れることへの抵抗感の低さなどが傾向として見られることがわかりました。

（6）「港区幼児教育振興アクションプログラムの改定に向けたアンケート調査」の実施

区では、令和 4 年 10 月～11 月に住民基本台帳から抽出した満 2 歳から 5 歳までの子どもの保護者 1,000 人を対象としたアンケート調査を実施し、342 件の回答がありました。主な結果は次の通りです。

ア 育ててほしい子どもの資質について

- ・ 小学校入学時点で育ててほしい子どもの姿として好奇心・挑戦心が 73.1%、思いやり・優しさが 55.9%、健康や活発さが 48.0%だった。
- ・ 好奇心・挑戦心の回答は前回よりも 11.5 ポイント、健康や活発さは前回よりも 9.9 ポイント高くなっている。
- ・ 令和 4 年度末において育ててほしい資質について全体の 34.8%が好奇心・挑戦心と回答し最も多かったのに対し、2 歳児のいる世帯は健康や活発さと回答した保護者が全体の 37.8%を占め、子どもの年齢による違いが認められた。
- ・ 現在通っている幼稚園を選んだ理由は、自宅からの近さのほか、教育方針や内容、教員の資質・能力など、教育内容を選択する傾向にあり、特に子どもの自主性や個性の尊重を重視する回答が見られた。

- ・ 幼稚園に求めることは、社会性の育成が最多、仲間・友達づくり、情操教育、体験活動と続く一方、上位ではないが個性を尊重した教育・保育の割合は前回調査時よりも高く、以前よりニーズが高くなっていることが伺える。
- ・ 現在通っている保育園を選んだ理由は、自宅からの近さに次いで保育方針や内容の良さが多く、具体的には英語やスポーツに親しめることを重視している回答があった。
- ・ 子どもに通わせたい小学校の要素は自宅からの近さに次いで家族など身近な人が通っている、教育理念や教育方針の良さ続いた。

イ 幼児教育・保育についての環境・機会について

- ・ 子どもに幼児期の教育における十分な環境・機会を提供できていると感じている保護者は全体の8割強だが、ひとり親世帯でフルタイム勤務をしている保護者は、全体の45.5%が十分に提供できていないと感じている。
- ・ 不十分な環境・機会を補うため、学習機会や運動機会、自然と接する機会などを幼稚園・保育園等に求めている。
- ・ 幼児期のうちに提供したいと思う体験や教育は、英語、自然体験、音楽、運動の順に多い。

ウ 満3歳児保育や預かり保育の利用意向について

- ・ 幼稚園に通う子どもの保護者で、満3歳児保育の利用を希望する（利用実績含む）割合は67.5%で、全体の利用希望の割合である39.2%よりも高い。
- ・ 保護者がともにフルタイム勤務の世帯は、幼稚園での預かり保育を「利用している」「制度があれば利用したい」の回答が88.9%を占め、アンケート全体の58.5%よりも高い傾向にある。
- ・ 預かり保育を利用したい理由は、保護者の就労が56.9%と最多、子どものきょうだいの用事が37.9%、保護者の時間の確保37.9%と続く。

エ 子育てについて相談しやすい環境づくりに向けたニーズについて

- ・ 子育てのことを機関等に相談する際の選択基準として、自宅の近さが43.6%と最多で、専門家がいること、無料で相談できること、親身に話を聞いてくれること、電話やオンライン通話で相談できることと続く。
- ・ 保護者2人がともにフルタイム勤務の世帯は、電話やオンライン通話で相談できることを選択基準とする割合がほかに比べて高い。

II 背景から見えた課題

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて減少していた区の0歳～5歳人口は令和7年まで減少し続け、アクションプランの計画最終年である令和8年には増加に転じるものの、策定時の令和2年と比べると2千人以上減少している状況と予測されており、令和2年の水準に戻るには時間がかかる見込みです。
- 2 今後も人口動向やアフターコロナ、デジタル化の急速な進展や物価高騰の波などさまざまな社会状況の変化をつぶさに捉え、保護者のニーズを的確に把握することで、安心して子どもを通わせられる環境を整備していく必要があります。また、ひとり親世帯や子どもの障害・発達に関する不安を持っている世帯など、さまざまな事情を抱えた家庭に対し、切れ目のない重層的な支援をするとともに、幼児一人ひとりの多様性を大切にしたい子どもたちの健やかな成長を支えていくことが求められています。
- 3 アンケート調査の結果では、育てほしい子どもの資質として、好奇心・挑戦心や健康な心と体があげられており、幼稚園や小学校には子ども一人ひとりの個性の尊重や自主性を大切にしているかどうかを重視する意見も寄せられています。引き続き、小学校入学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続に向けた取組、幼稚園入園を希望する幼児の受け入れ体制の充実に向けた取組が求められています。
- 4 また、子どもに幼児期のうちに提供したいと思う体験については、語学やスポーツ、水泳などの回答が多くみられました。幼児期は、遊びを中心として、身体と感覚・感性を通じた体験が必要な時期であることや、幼児教育はいわゆる早期教育や小学校教育の前倒しではなく、幼児が主体的に様々な対象（人、もの、出来事、空間等）と関わり、遊びを通して学ぶという、幼児教育の特性や幼稚園ならではの取組の重要性を広めるとともに、幼児の体験の幅を広げ、質を深めるための関わりを工夫するなど、学びの環境の充実を図っていく必要があります。
- 5 子どもの生活習慣の習得の遅れや運動機会の減少、安全に遊べる場所の不足による同年代、異年齢との交流の減少などの傾向が見られています。安全な場所での外遊びの機会の提供や、幼稚園等と家庭の連携による発達段階に応じた生活習慣等の習得に向けて環境を整える必要があります。
- 6 このほか、自然災害や感染症への対応、送迎時の安全対策、不適切な指導の防止、子育ての相談をしやすいとする取組など、安全で安心して過ごせる幼児教育の環境づくりと子育ての支援の充実が必要です。

Ⅲ 改定の方向性

1 小学校入学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続に向けた取組を推進します。

- (1) 幼児の好奇心や挑戦心、健康な心と体を育むため、主体的に学び、考え、行動する「徳」「知」「体」の学びにつながるよう、引き続き、小学校入学前教育の充実に取り組めます。
- (2) 公私立幼稚園の連携による研修や園内研修等による教員の指導力の向上、ICTを利用した教育等により、幼稚園教育全体の質の向上を図ります。
- (3) 幼稚園カウンセラーの派遣等を通じ、公私立幼稚園の相談機能の更なる充実を図ります。
- (4) 幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続のため、幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携や交流を推進します。
- (5) 多様な文化や価値を背景にもつ幼児が在籍している港区の特性を生かし、外国人の保護者の協力や地域資源の活用により、幼児が外国人とふれあう機会や外国人とのコミュニケーションや文化について知る機会を充実します。
- (6) 幼児が豊かな生活体験や自然体験を得られるように、優れた知識や技能、経験や特技をもつ港区の多様な人材や団体、地域との連携を図ります。

2 幼児を受け入れるためのあらゆる環境の整備と公私立幼稚園格差の是正に向けた取組を推進します。

- (1) 幼稚園入園のニーズを的確に把握し、地域や年齢ごとの需要を細かく捉え、港区全体で需給バランスを図りながら、公私立幼稚園全体で幼稚園の受け入れ体制を確保します。
- (2) 保護者の生活状況に応じた支援や、自分自身の時間の確保に加え、保護者の教育力を支えるために、預かり保育の充実や満3歳児保育の検討など、各家庭の状況に応じた柔軟な保育の更なる充実を図ります。
- (3) より多くの家庭に幼稚園を選択肢としてもらうため、幼稚園の魅力向上や独自の取組等の情報発信の強化を図ります。
- (4) ICTの活用により、保護者の利便性の向上や教職員の負担軽減を図ります。
- (5) 幼稚園入園を希望する保護者が、「公立」「私立」を問わず、幅広い選択ができる環境を整え、保護者の負担の公平性を図るため、これまでの取組を踏まえつつ、引き続き、公私立幼稚園の保護者負担の較差を是正します。

3 安全で安心できる教育環境の充実に向けた取組を推進します。

- (1) 幼稚園における防犯対策や首都直下地震、大雨などの自然災害から子どもを守る防災対策を進めます。
- (2) コロナ禍やさまざまな社会情勢における経験を踏まえ、感染症等の脅威への意識を高めるとともに、安全策を講じながら安定的に園運営を維持できるよう支援を

するとともに情報共有の体制強化を図ります。

- (3) 登降園時や園外保育時における交通安全対策に取り組むとともに、バスの送迎に係る幼児の安全を確保します。
- (4) 区立幼稚園について、施設の老朽化等に対応し、計画的に改築や改修を進めます。
- (5) 不適切な指導の防止に向けて、公私立幼稚園と連携を図ります。

4 幼児の健やかな成長を支え、家庭や地域の教育力向上のための支援を推進します。

- (1) 未就園児やその保護者に対し、幼稚園施設等を活用した体験の機会を設けることで、乳幼児同士・保護者同士の交流を広げ、深めるとともに、幼稚園の教育内容や園生活等の情報提供に努めます。
- (2) 戸外での遊びの機会を十分に設けることで、幼児の健康保持や体力の向上を図ります。
- (3) 日頃の幼児や保護者の様子を園内で情報共有するとともに、児童相談所と緊密に連携し、虐待の未然防止、早期発見に努めます。
- (4) アフターコロナにおいても安心して子どもを育てられるように、子育てに関する不安の解消や地域・子育て世代との交流などの取組を幼稚園を通じて情報提供します。保護者自身が子育てを振り返るきっかけをつくるとともに、子育てについて学ぶ機会をつくることなどにより、幼稚園と家庭との連携を深め、子育てをすることの喜びを下支えするとともに、家庭の教育力の向上につなげます。
- (5) 地域や在園児以外の保護者に対しても、さまざまなツールを活用し、園生活や保育・教育の内容など、各種の情報発信に取り組みます。

5 幼児一人ひとりの多様性に対応した取組を推進します。

- (1) 幼児一人ひとりの個性をとらえ、個に応じたきめ細かい教育を進めます。
- (2) 言語や文化の違いから、外国人の幼児や保護者との意思疎通を図ることが難しい場合があるため、外国人の幼児や保護者に配慮した園運営を推進します。
- (3) 特別な配慮を必要とする幼児の早期発見や支援をするとともに、障害児や医療的ケア児の受け入れ体制を充実します。

IV その他

1 検討体制

- ・ 学識経験者や公私立幼稚園の代表者等で構成する「港区幼児教育振興アクションプラン検討委員会」において、幼稚園教育の推進に関して様々な視点から幅広い検討を行います。

2 改定スケジュール

令和5年6月	アクションプラン改定方針の決定
令和5年11月	アクションプラン素案の決定
令和5年11月～12月	区民意見募集
令和6年3月	アクションプラン改定

港区幼児教育振興アクションプラン改定方針（案）概要

I 改定に当たって踏まえるべき背景

1 社会情勢の変化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響
- (2) DXの進展
- (3) 総合的な子ども政策の推進
- (4) 自然災害の頻発や激甚化
- (5) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

2 国及び東京都の状況

(1) 国の状況

- 令和5年4月にこども家庭庁が設置された。すべてのこどもが、その権利が守られ、将来にわたって幸福(Well-being)な生活を送れる社会の実現を目的として、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」の策定を予定している。
- 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会において、「多様性の尊重」に係る意見があり、外国籍の子どもや障害児、医療的ケア児などの取りこぼしのないよう指摘されている。
- 令和4年10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を策定、令和4年12月に「保育所等における虐待等に関する対応について」及び「幼稚園及び特別支援学校幼稚部における不適切な保育に関する対応について」の事務連絡を発出した。
- 「幼保小の架け橋プログラム」を実施し、令和4年度から3か年程度を念頭に全国的な架け橋期の教育の充実を図っている。

(2) 東京都の状況

- 令和3年4月に東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めた「東京都こども基本条例」が施行された。
- 令和5年1月に『未来の東京』戦略 version up 2023」と「こども未来アクション」を策定した。
- 令和4年度に「東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)」の中間見直しを実施された。

3 港区の状況

(1) これまでの取組等

- 子育ての相談にワンストップで対応し、切れ目ない支援を行うため、令和3年4月に港区子ども家庭総合支援センターを開設。
- 0～5歳人口は令和8年には増加に転じる予測だが、3～5歳人口は令和9年まで減少する見込み。
- 「みなときっずなび」、「家庭で大切にしたいことハンドブック」、「5歳児指導ポイント集」などの各種関連資料を改訂。
- 「港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査」を令和4年1月に実施し、その支援策をまとめた「みんなと子どもすすすくアクション」を令和5年2月に策定。
- 区立幼稚園長へのヒアリングでは、幼児の生活や運動に関する課題、ICT機器の生活への浸透などがわかった。

(2) アンケート調査の結果

- 令和4年10月～11月に、満2歳～5歳までの子どもの保護者1,000人を対象とした「港区幼児教育振興アクションプログラムの改定に向けたアンケート調査」を実施。(回答数342件)
- 小学校入学時点で育てほしい資質は、好奇心・挑戦心が最多、思いやりの心、健康な心と体の順に続く。
 - 現在通う幼稚園の選択理由は、家からの近さ、教育方針の良さが多く、子どもの個性や自主性の尊重を重視する声があった。
 - 子どもに幼児期のうちに提供したいと思う体験については、語学やスポーツ、水泳などの回答が多くみられた。
 - 幼稚園に通う子どもの保護者は、満3歳児保育の利用希望(利用実績含む)が6割半ばと全体の利用希望割合よりも多い
 - 保護者2人がともにフルタイム勤務の人は、幼稚園での預かり保育の利用実績及び利用希望が9割近くと全体よりも多い。
 - 子育ての相談先として選ぶ基準は、自宅から近いかどうかが多、専門家の有無、料金の有無、親身に聞いてくれるか、と続く。

II 背景から見えた課題

- 社会状況の変化や保護者のニーズを的確に把握することで、安心して子どもを通わせられる環境を整備していく必要がある。
- ひとり親世帯、子どもの発達に不安を持つ家庭など、様々な事情を持つ家庭への切れ目ない重層的な支援が必要である。
- 子どもの個性や自主性を尊重する教育へのニーズを踏まえながら、引き続き、小学校入学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続に向けた取組、幼稚園入園を希望する幼児の受け入れ体制の充実に向けた取組が求められている。
- 幼児教育の特性や幼稚園ならではの取組の重要性を広めるとともに、学びの環境の充実を図っていく必要がある。
- 子どもの生活習慣習得の遅れや運動機会減少などを踏まえ、幼稚園と家庭との連携強化等により子どもの発達を支援する必要がある。
- 自然災害や感染症への対応、送迎時の安全対策、不適切な指導の防止、子育ての相談をしやすい取組など、安全で安心できる幼児教育の環境づくりと子育て支援の充実が必要である。

III 改定の方向性

1 小学校入学前教育の充実と小学校教育への円滑な接続

- (1) 小学校入学前教育の充実
- (2) 幼稚園教育全体の質の向上
- (3) 公私立幼稚園の相談機能の更なる充実
- (4) 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の連携や交流の推進
- (5) 幼児が外国人や外国の文化にふれあい、知る機会の充実
- (6) 優れた知識や技能、経験や特技をもつ港区の多様な人材や団体、地域との連携

2 幼児を受け入れるためのあらゆる環境の整備と公私立幼稚園格差の是正

- (1) 公私立幼稚園全体で幼稚園の受け入れ体制の確保
- (2) 家庭の状況に応じた柔軟な保育の更なる充実
- (3) 幼稚園の魅力向上や独自の取組等の情報発信の強化
- (4) ICTの活用による保護者の利便性の向上や教職員の負担軽減
- (5) 公私立幼稚園の保護者負担の較差の是正

3 安全で安心できる教育環境の充実

- (1) 自然災害から子どもを守る防災対策の推進
- (2) コロナ禍や社会情勢を踏まえた脅威への意識向上と安定した園運営を維持するための支援及び情報共有体制強化
- (3) 登降園時や園外保育時の交通安全及びバス送迎時の安全確保
- (4) 区立幼稚園の施設の老朽化等に対応した計画的な改築や改修
- (5) 不適切な指導の防止に向けた公私立幼稚園との連携

4 幼児の健やかな成長を支え、家庭や地域の教育力向上のための支援

- (1) 未就園児やその保護者への体験機会の提供による、幼稚園の教育内容や園生活等の情報提供の推進
- (2) 十分な外遊びの機会の提供による幼児の健康保持や体力向上
- (3) 幼児・保護者の観察・情報共有や児童相談所との連携による虐待の未然防止、早期発見の推進
- (4) 子育てに関する不安の解消、地域・子育て世代との交流などの情報提供等による子育てへの喜びの下支えと家庭の教育力向上
- (5) さまざまなツールの活用による園生活や教育内容などの情報発信

5 幼児一人ひとりの多様性に対応した取組の推進

- (1) 幼児の個性をとらえたきめ細かい教育の推進
- (2) 外国人の幼児や保護者に配慮した園運営の推進
- (3) 特別な配慮を必要とする幼児の早期発見、支援や障害児や医療的ケア児の受け入れ体制の充実